

グリーン調達ガイドライン

『責任ある調達』のためのお願い

Ver.4.0

制定日：2014 年 11 月 01 日

改定日：2018 年 10 月 01 日

第二版：2022 年 04 月 01 日

第三版：2025 年 03 月 01 日

日本パーカライジング株式会社

目次

1. はじめに	1
2. 日本パーカライジング株式会社のグリーン調達ガイドライン	2
3. グリーン調達の基準	3
4. 【基準の説明】	4
5. 「自己診断評価表」評価のフロー	7

1. はじめに

2025 年 3 月 1 日
日本パーカライジング株式会社
執行役員技術本部長 中山隆臣

拝啓 貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は弊社生産活動に対して格段のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、環境破壊、人権侵害等、様々な危機が全世界的に叫ばれている中、『2030 アジェンダ持続的開発目標（SDGs）』が 2015 年 9 月の国連サミットで採択されております。日本パーカライジング株式会社（以下『弊社』）におきましても企業の社会性を認識し社会との対話、更には貢献を目指し CSR 活動に取り組むと共に、弊社事業活動による環境やヒトへの悪影響をより少なくすべく日々生産を行っております。

さらに、弊社事業での環境やヒトへの悪影響を分析したところ、主要事業の化学製品の製造販売及び使用の領域で最も懸念されるとの結論に至りました。そこで、品質や環境の管理活動とは独立した『化学物質管理活動』を開始することを決定しました。2014 年度よりその活動に取り組んでおります。

また、弊社の化学物質管理は、（お取引先様での製造及びその前段階も含む）原料調達、研究開発、製造、弊社顧客や最終消費者の使用から廃棄に至るまでの化学物質の全ライフサイクル（製品から見るとサプライチェーン）を対象にしております。

上記全ライフサイクルを通じてヒトや環境への危険有害性の削減、労働環境の向上、人権保護までを含む広範なリスク低減を最終目標に掲げております。そのためにはお取引先様のご協力を得て、『ヒトや環境への危険有害性が懸念される物質を管理するために『危険有害性が高い、又は懸念される物質を確実に調査・把握』することが必要です。

そこで、我々はこの最終目標達成のため、2018 年 10 月 1 日『グリーン調達ガイドライン及び付属書類』を公開いたしました。

尚、『本紙グリーン調達ガイドライン及び付属書類』は弊社ホームページに掲載し広く公開し、社会情勢を踏まえ適宜更新いたします。『化学物質管理活動』は、科学的知見の集積や社会情勢の変化を踏まえながら継続的におこなうことが重要となります。つきましては、随時、最新情報を確認頂き、新たに伝達頂くべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせ頂きたいいたします。

2. 日本パーカライジング株式会社のグリーン調達ガイドライン

(1) 目的

弊社の化学物質管理は、原料から研究開発、製品製造、製品輸送や販売、販売先のお客様さまのご使用、最終消費者さまのご使用から製品（誘導品を含む）の廃棄に至る化学物質の全ライフサイクル（製品から見たサプライチェーン）を対象に、ヒトや環境への危険有害性の削減、労働環境の向上、地域社会における人権保護や地球環境の持続性までを含む広範なリスク対策について取り組むことを最終目標として環境負荷の小さい製品供給に取り組んでいます。そして、以下の活動を推進してまいります。

- ① 環境負荷の低い製品（原料）及び容器の採用や、環境配慮等に積極的に取り組んでいるお取引先様から優先的に調達する活動
- ② お取引先様と共同で、危険有害性物質の削減に取り組む活動
- ③ 武装勢力や非人道的な企業からの調達をシャットダウンする活動（責任ある鉱物調達調査）

(2) 用語

- ① 製商品：製品の製造・販売のために使用される『原材料』および原材料の『包装資材・容器』などの総称
- ② お取引先様：
 - ・直接取引（製造会社様）、間接取引（販売代理店様経由）を問わず、製商品を弊社に納入している会社や個人
 - ・『弊社製品梱包用の容器』を弊社に納入している会社や個人

(3) 適用範囲

本ガイドラインは、当社の『製商品』及び『製品梱包用の容器』に適用いたします。

3. グリーン調達基準

当社のグリーン調達基準を以下に定めます。お取引先様の皆様にはご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。（詳細は【基準の説明】参照ください）

- 1) 『自己診断評価表報告書』の提出
- 2) 『製品含有化学物質管理についての覚書』の締結
- 3) 『日本パーカライジング株式会社 化学物質管理基準』の遵守
- 4) 『包装に対する使用禁止及び管理物質リスト』の遵守
- 5) 最新版の GHS 対応（日本語）SDS の提出
- 6) ラベルの貼付
- 7) 変更事由等の事前通知
- 8) 『原材料』の漏洩の防止
- 9) 責任ある鉱物調達調査の対応

<お取引先様へのお願い>

- 1) 環境負荷のより少ない『製商品と製品梱包用の容器』の開発と紹介
- 2) お取引先様におけるグリーン調達の推進
- 3) 『製商品と製品梱包用の容器』・物流・生産・工事などにおける、省資源化・省エネルギー化・減量化・長寿命化・CO2 削減など環境負荷の低減推進

附則

1. 本ガイドラインは社会情勢変化等により、随時改正いたします。
2. 本ガイドラインに従ってお取引先様から提出いただいた調査結果につきましては、外部に公表することはありません。但し、全体的な集計などには活用し報告資料には使用いたします。その場合にお取引先様を特定することができるような表記にはいたしません。

4. 基準の説明

1. 『自己診断評価表報告書』の提出

従来、含有化学物質の管理状況は、『含有化学物質管理自己診断書』（以下、自己診断書）で提出をお願いしてまいりました。この診断書とは別に、弊社の品質マネジメントシステム向けの『自己診断評価表報告書（Self-check assessment report）』があります。化学物質管理と品質管理は密接に関連しておりますので、従来の自己診断書を統合いたしました。

自己診断評価表報告書はお取引先様の化学物質管理体制ごと※¹に提出してください。有効期限は5年といたします。ご提出後、弊社で審査を行います。審査の結果が弊社基準を満たした場合は（合格）、取引を継続いたします。弊社基準を満たしていない場合（不合格）も、取引を継続いたしますが、『改善のお願い』をさせていただいた上で、『条件付取引』となります。

※1 工場、製品の種類ごとに化学物質管理体制が異なる場合は個々に回答、ご提出をお願いいたします。

販売代理店様に記入いただく『自己診断評価表報告書』は、化学物質管理の考え方を問うものであり、最終的には合格と判定されることを前提としております。不合格の措置は想定しておりません。また、最終的に販売代理店様提出の『自己診断評価表報告書』に不備が残ったとしても、取引先様の『自己診断評価表報告書』が合格している場合は、弊社化学物質管理基準に合致しているものと判断いたします。

2. 『製品含有化学物質管理についての覚書』（以下、覚書と表記します）の締結

『自己診断評価表報告書』を提出いただき、その他項目が周知された段階で上記覚書の締結を行います。覚書の内容はCSR調達活動状況を踏まえて決定いたします。事前に開示いたしますので、その内容をよくご確認、ご理解いただき締結をお願いいたします。本書式は、ホームページに掲載せず、別途送付させていただきます。

3. 『日本パーカライジング株式会社 化学物質管理基準』の遵守（HP）

弊社化学物質管理基準の遵守をお願いいたします。別紙、『日本パーカライジング製品含有化学物質管理基準』をご参照ください。管理基準は国内外の化学物質規制管理及び化学物質の危険有害性に基づき、禁止物質、削減物質、及び管理物質を選定の上、禁止・削減・管理対象リストを示しております。『弊社化学物質管理基準』は弊社ホームページに掲載いたします。つきましては随時『弊社製品化学物質管理基準』を確認いただき、製商品について基準値を推奨し管理してください。新たに伝達いただくべき事項が生じましたら速やかにお知らせいただきたくお願いいたします。

① 納入製品への禁止化学物質不使用

『日本パーカライジング株式会社 化学物質管理基準』の禁止化学物質は不使用としてください。弊社あるいは弊社納入先で禁止化学物質が検出された場合、該当『原材料』種は一旦受

け入れ停止となります。閾値が決められている物質はその閾値を超えないように管理をお願いいたします。閾値を超えたことが判明した場合も同様に一旦受け入れ停止となります。

② 削減化学物質 管理化学物質について

『削減化学物質』については、弊社での使用量が多く、ヒト・環境へのリスクが懸念される物質から削減物質を選定しました。『管理化学物質』については、国内外での規制管理及び社会的責任に基づき、弊社として管理すべきと判断した物質を選定しました。弊社がヒトや環境への危険有害性が懸念されると判断した物質については、禁止化学物質と同様に使用禁止、閾値の設定を行います。意図しない混入についても、禁止化学物質と同等の予見、監視をお願いいたします。

4. 『包装に対する使用禁止及び管理物質リスト』の遵守（HP）

『包装に対する使用禁止及び管理物質リスト』を制定しましたので遵守をお願いいたします。使用禁止物質が梱包資材（袋、缶、ドラム缶、ポリドラム等）に含まれていないことをご確認ください。使用禁止化学物質が含まれていると、納入『原材料』中に溶け出す恐れがあります。なお、材質に使用禁止物質が使用されていても、『原材料』に接する面が（使用禁止物質を含まない）コーティング等で覆われており、使用禁止物質の溶け出しが防止できると弊社が判断した場合は使用を認めます。『包装に対する使用禁止及び管理物質リスト』は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

5. GHS 対応（日本語）SDS の提出

SDS は、納入『原材料』の化学的・物理的特徴、法規制、毒性の傾向、緊急時の処置方法等、取り扱い上必要な情報が記載されておりますので、必ず提出願います（既に取り中の製品で SDS 提出済みの場合は除きます）。また、SDS は最新版をご提出願います。改訂時は、速やかに改訂版を資材グループに提出ください。含有成分の CAS.No. が非開示部分の場合は、該当含有成分の危険、有害性及び取り扱い上の注意について別途ご報告をお願いいたします。

6. ラベルの貼付

SDS の内容に合致したラベルを貼付願います。SDS 変更の際は同時にラベル記載事項を確認し、必要に応じて記載内容を変更してください。既に取り中の製品の場合はラベルと SDS の内容を確認し、変更が必要な場合は変更済みラベル見本を提出ください。改訂時は、改訂版を資材グループにご提出ください。

7. 事前通知

『日本パーカライジング製品含有化学物質管理基準』に抵触する変更（製造原料、製造工程の変更）を行う場合は、最低 6 カ月前までに資材グループに連絡願います。化学物質名、その含有量等を総合的に判断して、使用継続可否を判断いたします。SDS、ラベルの変更も同じく 6 カ月前には通知してください。なお、関係法令等の改正タイミングによっては、6 カ月前に通知できない場合もありますが、その場合は速やかにご通知ください。

8. 漏洩の防止

製商品荷姿は、弊社までの輸送時、受け入れ時、受け入れ後弊社製品化までの間に、漏洩しない素材を使用してください。輸送中の荷姿破損、漏洩防止のため、出荷時にはパレット類も点検してください。また、荷姿外側に内容物が付着すると、受け入れ後に弊社工場内を汚染する原因となります。『原材料』梱包時に荷姿外側に内容物が付着しないようにご留意願います。

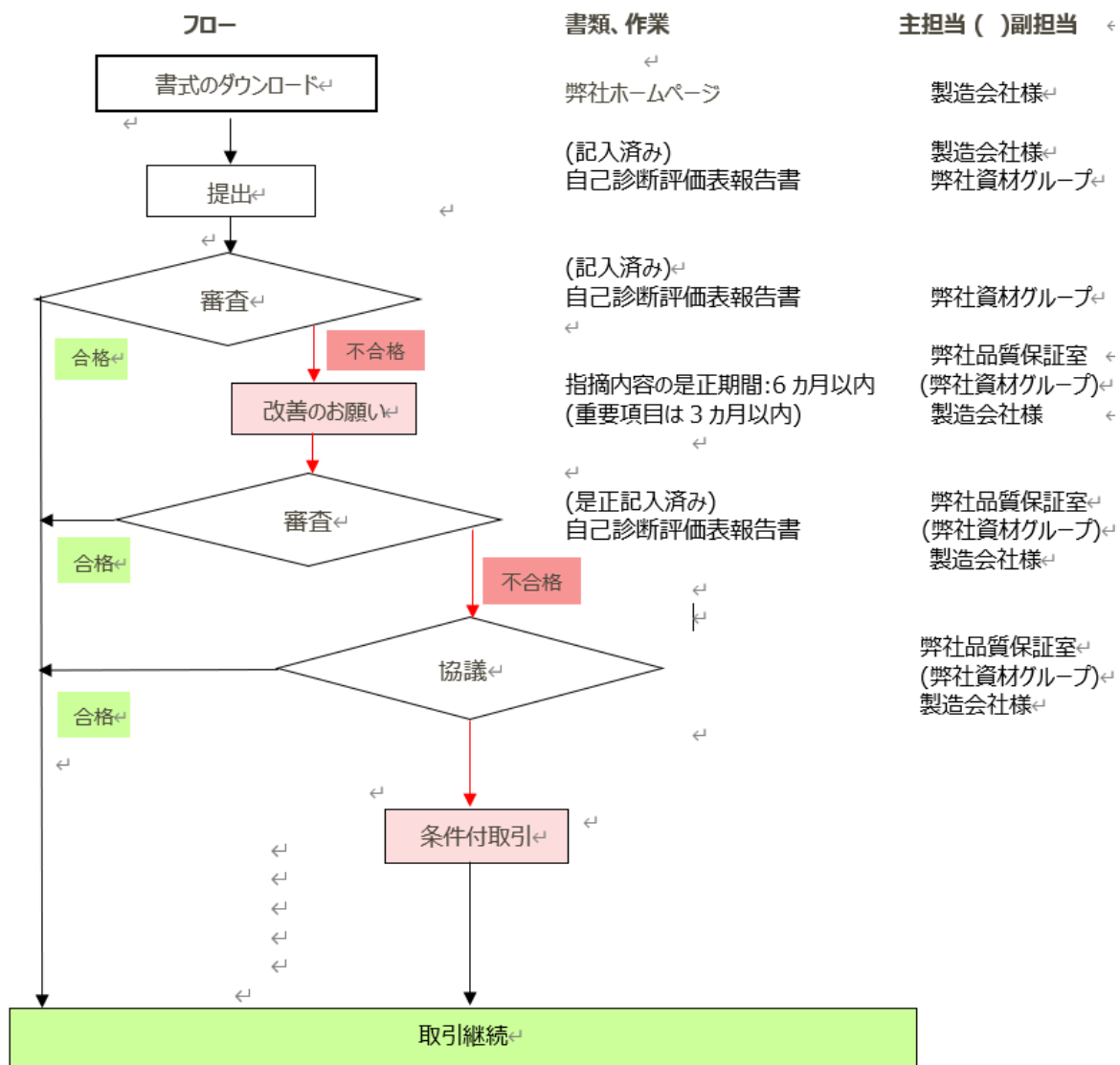
9. 『責任ある鉱物調達調査』へのご協力願い

武装勢力や非人道的な企業からの調達をシャットダウンするため、特に影響の大きい鉱物（金、錫、タンタル、タングステン、コバルト、マイカ）※2 について調達先を明らかにします。調査の結果、問題があると判定されたお取引様からの購入は停止します。一回/年の頻度で調査を実施いたします。調査は専用の調査シートを配信いたしますので、期日までのご回答にご協力お願いいたします。

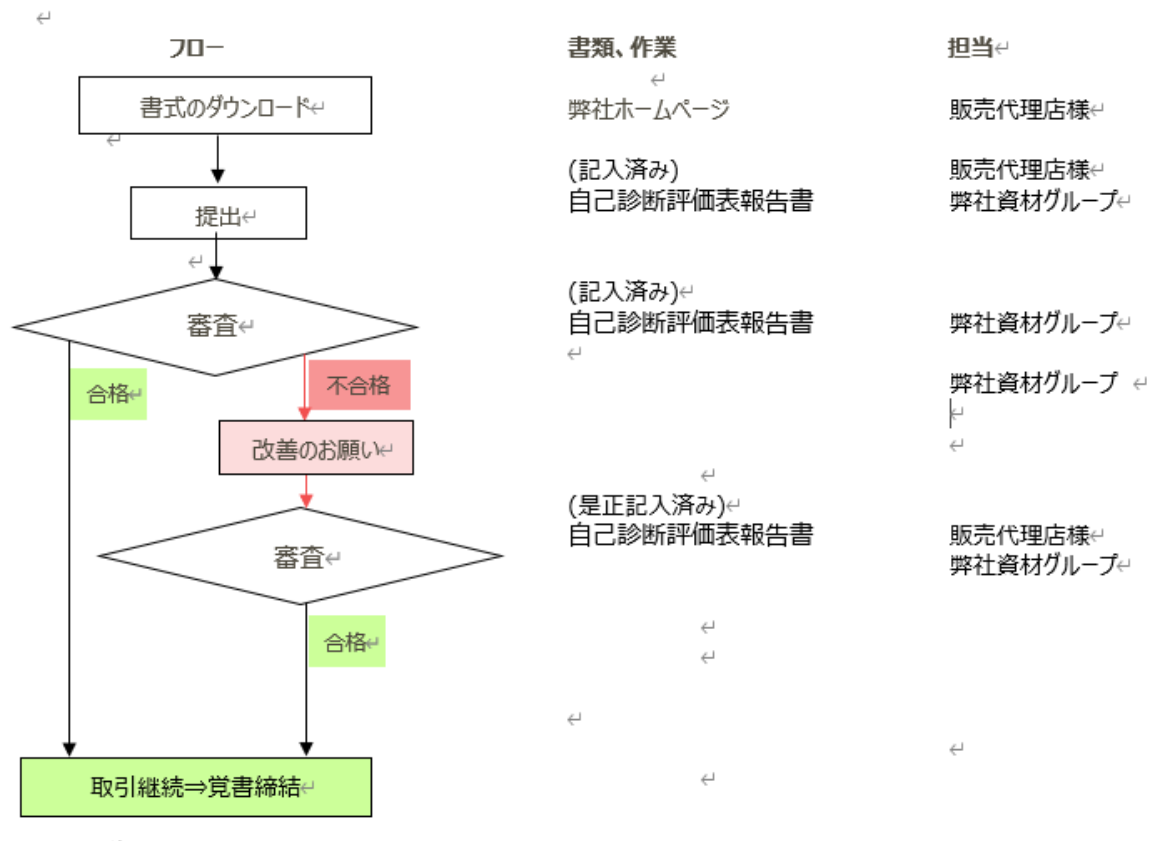
※2 2024 年 8 月 31 現在の対象鉱物

5. 「自己診断評価表」評価のフロー

【対象 製造会社様】



【対象 販売代理店様】



お問い合わせ・書類提出先

日本パーカライジング株式会社 技術本部製造部資材グループ
〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目10-5
オンワードパークビルディング9F
TEL : 03-3278-4325
資材グループメールアドレス : eco_koubai@parker.jp

ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。